

平成30年度

二本松市財政健全化及び
経営健全化審査意見書

二本松市監査委員



元 監 第 20 号

令和元年8月9日

二本松市長 三保 恵一 様

二本松市監査委員 二階堂 公治

二本松市監査委員 平塚 與志一

平成30年度二本松市財政健全化及び経営健全化審査意見について
(提出)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、その意見を次のとおり提出します。

平成30年度 財政健全化審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年7月26日から令和元年8月9日

3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として関係職員の説明を受け実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位 %)

健全化判断比率	平成30年度	平成29年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	—	—	12.66	
② 連結実質赤字比率	—	—	17.66	
③ 実質公債費比率	10.2	10.9	25.0	
④ 将来負担比率	51.6	56.9	350.0	

※「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じないため、比率が表示されないことを示す。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成30年度の決算に基づく実質赤字比率については、実質赤字額はなく、比率は算定されない。

② 連結実質赤字比率について

平成30年度の決算に基づく連結実質赤字比率については、連結実質赤字額はなく、比率は算定されない。

③ 実質公債費比率について

平成30年度の決算に基づく実質公債費比率は10.2%で、前年度と比較すると0.7ポイント下回り、改善されている。また、平成30年度の早期健全化基準25.0%と比較すると14.8ポイント下回っているものの、今後もより一層の財政運営の健全化に取り組み、改善に努められたい。

④ 将来負担比率について

平成30年度の決算に基づく将来負担比率は51.6%で、前年度と比較すると5.3ポイント下回り、改善されている。また、平成30年度の早期健全化基準350.0%と比較すると298.4ポイント下回っているものの、今後もより一層の公債費等の負担低減に取り組み、改善に努められたい。

平成30年度 経営健全化審査意見書

1 審査の対象

各企業会計（水道事業会計・下水道事業会計・工業団地造成事業会計・宅地造成事業会計）、各特別会計（岩代簡易水道事業特別会計・東和簡易水道事業特別会計・安達下水道事業特別会計・岩代下水道事業特別会計・公設地方卸売市場特別会計・佐勢ノ宮住宅団地造成事業特別会計）の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年7月26日から令和元年8月9日

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として関係職員の説明を受け実施した。

4 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された各企業会計及び各事業特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

会 計 名	資金不足比率(%)		経営健全化 基 準 (%)	備 考
	平成30年度	平成29年度		
水 道 事 業 会 計	—	—	20.0	
下 水 道 事 業 会 計	—	—		
工 業 団 地 造 成 事 業 会 計	—	—		
宅 地 造 成 事 業 会 計	—	—		
岩代簡易水道事業特別会計	—	—		
東和簡易水道事業特別会計	—	—		
安達下水道事業特別会計	—	—		
岩代下水道事業特別会計	—	—		
公設地方卸売市場特別会計	—	—		
佐勢ノ宮住宅団地造成事業特別会計	—	—		

※「—」は、資金不足額が生じないため、比率が表示されないことを示す。

（2）個別意見

各企業会計及び各事業特別会計にも資金不足額はなく、資金不足比率は算定されない。ただし、一般会計からの繰入れがあることから、より一層の自主財源の確保及び安定した事業経営に努められたい。